

西宮市立中央病院職員表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立中央病院職員（以下「職員」という。）の表彰に関して、必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 職員のうち、次に該当する個人又は団体で、所管の長等の推薦のあったものの中から、表彰選考委員会で選考し、院長がこれを表彰する。

- (1) 医療に精励し、その功績が特に顕著なもの
- (2) 病院経営の成績向上に寄与し、その功績が特に顕著なもの
- (3) 前2号に掲げるほか、表彰することが適当と認めるもの

(表彰の種類)

第3条 表彰は、表彰状及び記念品及び褒賞の授与により行う。

(表彰選考委員会)

第4条 表彰選考委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は院長をもって充て、委員は職員の中から院長が委嘱する。
- 3 委員会の庶務は、人事給与課で行う。

(委任)

第5条 この要綱の施行に必要な事項は、院長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。